

# 長野県中小企業振興条例について

産業政策課

## 1 制定の背景

(現状)

- 中小企業は県内企業の99%を占め、県内経済や地域社会に重要な役割を果たしている。
- ↓
- 社会経済情勢の変化等(少子高齢化、人口減少、アジア新興国の台頭など)
- ↓
- 経営環境は厳しさを増し、中小企業の振興は重要な政策課題となっている。

(全国の動き)

- 中小企業振興の機運が高まっている。
- 「中小企業憲章」の閣議決定(H22.6月)
  - 29道府県で中小企業の振興に関する条例を制定済み(H25.4.1現在)

(県内の動き)

- 経済団体から中小企業の振興に関する条例の制定を求める要望
- 県議会でも同趣旨の質問等

## 2 目的

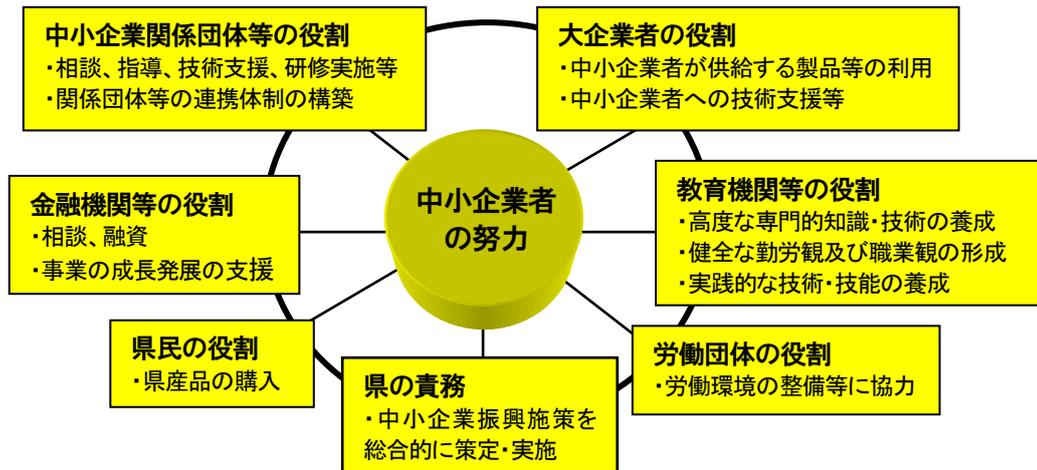


## 3 基本理念

中小企業の振興は、以下に留意して行われなければならない。

- (1) 中小企業者が自主的に経営革新等による経営の向上・改善に取り組むとともに、県産品の積極的な利用が図られること。
- (2) 創業、次世代産業の創出・集積等により、産業イノベーションの創出が促進されること。
- (3) 地域に根差した産業(商業・サービス業、建設産業、地場産業)や、地域資源を活用した産業(観光産業、農林水産業)が発展すること。
- (4) 小規模企業者の自助努力を基本としつつ、その経営資源の確保に配慮し、その経営規模や形態等に応じその活力が最大限に発揮されること。
- (5) 年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず就業希望者に雇用の機会が確保され、中小企業における労働環境が整備され、人材の育成・確保が図られること。
- (6) 県、国、市町村、中小企業者、関係団体等が相互に連携するとともに、県民が協力すること。

#### 4 関係者の役割 中小企業者の自助努力を基本とし、関係者が連携・協力して中小企業者を支援



#### 5 県の基本的施策

施策の目的(基本理念に対応)	内 容
(1)中小企業者の経営の向上・改善等	受注機会増大、県産品購入、販路拡大、融資・相談、事業継続
(2)創業、次世代産業の創出と集積等	創業、次世代産業創出の促進、企業の立地・定着の促進
(3)地域に根差した産業の振興等	商業・サービス業、地場産業、建設・観光・農林水産業の振興
(4)小規模企業者の事業の振興	小規模企業者の事業の振興
(5)雇用の機会の確保等	雇用機会確保、人材育成・確保、後継者育成・確保
(6)産学官連携等の推進等	産学官等連携、市町村連携、広報、調査研究、税財政措置、公表等

#### 6 条例の特色

(1)中小企業者の受注機会の増大	県による中小企業者への優先発注
(2)県産品の購入を促進	中小企業者、県民による購入促進、県による優先発注
(3)後継者の育成・確保を支援	円滑な事業承継を支援
(4)事業継続の支援	事業継続計画(BCP)の策定支援【全国で他に1県のみ】
(5)小規模企業者への配慮	小規模企業者を重点支援
(6)雇用面への配慮	労働団体や労働者の役割を規定
(7)立地企業の定着促進	立地後のアフターケアなど
(8)本県産業の特色を反映	産業イノベーションの創出【全国初】、次世代産業の創出 商業・サービス業、地場産業、観光、農林水産業等の振興
(9)中小企業関係団体への加入促進	中小企業者と大企業者の団体加入を促進

#### 7 条例制定により期待される効果

